

奈良市公報

号 外 第 16 号

平成22年 6 月30日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

訓 令 甲

- 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令…………… 1
- 奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 3
- 奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 5
- 奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令…………… 8
- 奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 8

監 査

- 定期監査の監査結果…………… 8
- 奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程…………… 10
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 10

公 営 企 業

- 奈良市水道局電子計算組織の管理運営に関する規程の一部を改正する規程…………… 11
- 奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程…………… 11
- 奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程…………… 12
- 奈良市水道局事務専決規程の一部を改正する規程…………… 12
- 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程…………… 12
- 奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程…………… 13
- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程…………… 16
- 奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程…………… 17
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 18

消 防

- 奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令…………… 18
- 奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 21
- 奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令…………… 22
- 奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令…………… 22

教 育 委 員 会

- 臨時教育委員会の開催…………… 22
- 奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則を廃止する規則…………… 23
- 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改

- 正する規則…………… 23
- 奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則…………… 24
- 奈良市立学校教職員安全衛生規則…………… 24
- 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 27

選挙管理委員会

- 奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の2分の1の数…………… 27
- 奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程…………… 27
- 奈良市の投票区についての一部改正…………… 27
- 選挙管理委員会委員長の退職…………… 28
- 選挙管理委員会委員長の就任…………… 28
- 選挙管理委員会委員長職務代理者の指定…………… 28

農 業 委 員 会

- 奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程…………… 28

議 会

- 奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程…………… 28

正 誤

- 正誤表…………… 32

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 1 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令

(奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部改正)

第 1 条 奈良市建設工事入札参加者等審査会規程(昭和61年奈良市訓令甲第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「監理課」を「契約課」に改める。

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第 2 条 奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和62年奈良市訓令甲第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「環境保全課長」を「環境政策課長」に、

「下水道管理課長」を「下水道総務課長 下水道維持課長」に改める。

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第3条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

部 会	部会長	副 部 長	部 会 員
企画部 会	企画部 長	観光経 済部長	業務部長 月ヶ瀬行政センター所長 都市計画室長 監査委員事務局長 秘書課長 企画政策課長 財政課長 国保年金課長 西部出張所総務課長 月ヶ瀬行政センター総務課長 生涯学習課長 人権施策課長 人権啓発課長 男女共同参画課長 保護第一課長 保護第二課長 保健・環境検査課長 リサイクル推進課長 観光企画課長 商工労政課長 都市計画課長 J R奈良駅周辺開発事務所長 建築指導課長 道路維持課長 業務部総務課長 給水課長 水質管理課長 東消防署長 教育企画課長 文化財課長 埋蔵文化財調査センター所長 人権教育課長 一条高等学校事務長 監査課長
研修部 会	市長公 室長	環境清 美部長	法令遵守監察監 危機管理監 建設部長 学校教育部長 議会事務局長 観光戦略室長 下水道室長 消防局副局長 消防危機統制監 消防局参事 災害対策室長 情報救急室長 人事課長 交通政策課長 管財課長 保健所等複合施設準備室長 生活環境課長 市民安全課長 月ヶ瀬行政センター住民課長 東部出張所長 北部図書館長 保健総務課長 企画総務課長 観光交流課長 下水道総務課長 下水道維持課長 経営管理課長 漏水対策課長 消防局総務課長 消防課長 中央消防署長 教育総務課長 人権教育課長 選挙管理委員会事務局長 議会事務局庶務課長

調査研 究部会	総務部 長	都市整 備部長	会計管理者 技術部長 税務室長 都祁行政センター所長 まちづくり指導室長 環境政策課長 文書法制課長 市民税課長 病院事業課長 都祁行政センター総務課長 人権啓発課長 中央図書館長 西部図書館長 介護福祉課長 業務改善課長 施設課長 収集課長 西大寺南区画整理事務所長 開発指導課長 道路建設課長 街路課長 河川課長 営繕課長 会計課長 経理課長 配水課長 救急課長 南消防署長 学務課長 保健給食課長 調査課長
市民運 動推進 部会	市民生 活部長	市民活 動部長	契約室長 西部出張所長 人権文化推進室長 浄水場長 広報広聴課長 産業廃棄物対策課長 情報政策課長 契約課長 工事検査課長 納税課長 市民課長 西部出張所住民課長 市民活動推進課長 生涯学習課長 福祉医療課長 生活衛生課長 まち美化推進課長 農林課長 公園緑地課長 下水道建設課長 住宅課長 業務課長 工務課長 浄水課長 予防課長 西消防署長 農業委員会事務局長 議事課長
分野別 課題推 進部会	教育総 務部長	保健福 祉部長	保健所長 子育て支援室長 道路室長 行政経営課長 資産税課長 滞納整理課長 債権整理課長 都祁行政センター住民課長 北部出張所長 文化・スポーツ振興課長 人権施策課長 男女共同参画課長 福祉総務課長 障がい福祉課長 子育て課長 保育課長 介護認定課長 長寿福祉課長 保健予防課長 健康増進課長 環境清美工場長 土地改良清美事務所長 景観課長 土木管理課長 料金お客様課長 東部管理課長 指令課長 北消防署長 学校教育課長 青少年指導課長

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第 4 条 奈良市環境調整会議設置規程（平成11年奈良市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「企画部環境保全課」を「環境政策課」に改める。

別表第 2 中「環境保全課長」を「環境政策課長」に、「農林課長 商工労政課長」を「商工労政課長 農林課長」に改める。

(奈良市債権回収対策本部設置規程の一部改正)

第 5 条 奈良市債権回収対策本部設置規程（平成20年奈良市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「滞納整理課」を「債権整理課」に改める。

別表第 2 中「税務室長」を「総務部参事 税務室長」に、「滞納整理課長」を「滞納整理課長 債権整理課長」に、「下水道管理課長」を「下水道総務課長」に改める。

別表第 1

(奈良市工事検査規程の一部改正)

第 6 条 奈良市工事検査規程（昭和61年奈良市訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「技術管理課長」を「工事検査課長」に改める。

第 5 条第 1 項中「技術管理課」を「工事検査課」に、「技術管理課長」を「工事検査課長」に改める。

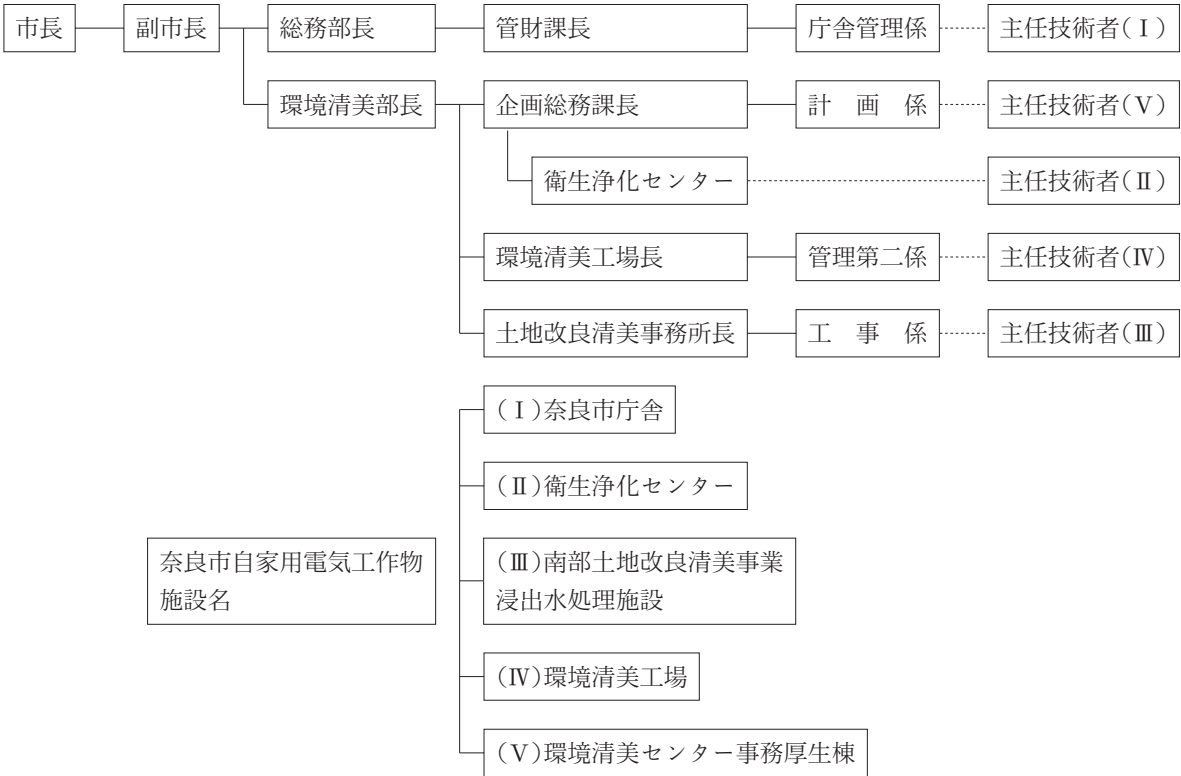
第 6 条、第 7 条、第11条第 2 項、第12条、第14条、第 15条、第16条及び第18条中「技術管理課長」を「工事検査課長」に改める。

(奈良市自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

第 7 条 奈良市自家用電気工作物施設保安規程（昭和40年奈良市訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

奈良市自家用電気工作物設置組織図



別表第 2 中「庶 務 係」を「計 画 係」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市訓令甲第 2 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)

第 1 条 奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号から第15号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 1 項公室長、部長、保健所長及び会計管理者共通の部分の第14号中「及び訂正等」を「訂正及び利用停止」に改め、同項保健福祉部長の部分の第 6 号中「及び老人等生活保護助成金の」を「の支給認定及び」に改め、同部分の第12号中「要否」の次に「及び支出負

担行為の決定」を加え、同部分の第13号中「更正医療及び精神通院）の支給認定」を「更正医療費）の支給認定及び支出負担行為の決定」に改め、同部分の第14号中「指定自立支援医療機関の指定」の次に「（精神通院を除く。）」を加え、同部分の第15号中「第15条の32第1項」を「第15条の4」に改め、同部分中第24号及び第25号を削り、第26号から第48号までを2号ずつ繰り上げ、第49号を削り、第50号を第47号とし、第51号を第48号とし、第52号を削り、第53号を第49号とし、第54号から第60号までを4号ずつ繰り上げ、同条第2項を削る。

第6条第1項中「環境清美工場長」を「政策調整室長、保健所等複合施設準備室長、環境清美工場長」に、「西大寺南区画整理事務所長及び月ヶ瀬診療所長」を「及び西大寺南区画整理事務所」に改め、同項課長共通の部分中第20号を第22号とし、同部分の第19号中「及び訂正等」を「訂正及び利用停止」に改め、同号を同部分の第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 工事又は製造その他の請負契約における下請負人の通知の請求

第6条第1項課長共通の部分中第18号を第19号とし、第7号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 使用料等の還付

第6条第1項工事主管課長共通の部分の第4号を削る。

第6条第1項人事課長の部分に次の1号を加える。

(6) 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「子ども手当法」という。）に基づく職員の子ども手当の認定及び支出負担行為の決定

第6条第1項管財課長の部分の次に次のように加える。
工事検査課長

(1) 検査員の指名

第6条第1項滞納整理課長の部分中第5号を削り、同部分の次に次のように加える。

債権整理課長

(1) 納税の督促及び出張徴収

(2) 過誤納金の充当還付

(3) 徴税の嘱託及び受託

(4) 公示送達

(5) 国保年金課、保育課、介護福祉課、下水道総務課及び住宅課の滞納繰越分の処分に関する事。

第6条第1項福祉医療課長の部分に次の2号を加える。

(8) 老人医療費、心身障害者医療費、重度心身障害者老人等医療費、乳幼児医療費及び母子家庭医療費の助成金の支出負担行為の決定

(9) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第20条に規定する医療等の支出負担行為の決定

第6条第1項子育て課長の部分の第2号中「児童手当」

を「子ども手当、児童手当」に改め、同号を同部分の第3号とし、同部分の第1号の次に次の1号を加える。

(2) 子ども手当法第6条に規定する子ども手当の認定

第6条第1項介護福祉課長の部分の第6号中「の届出等」を「開始等」に改め、同部分に次の4号を加える。

(12) 介護保険法の規定による事業者及び施設の内容の変更の届出の受理

(13) 老人福祉法第14条の2及び第15条の2の規定による事業者及び施設の内容の変更の届出の受理

(14) 介護保険法の規定による事業者及び施設の内容の変更の届出の受理

(15) 老人デイサービスセンター等設置等の届出の受理

第6条第1項土地改良清美事務所長の部分及び環境清美工場長の部分を次のように改める。

環境清美工場長

(1) 廃棄物の処分の承認

(2) 所属職員の日宿直の割当

土地改良清美事務所長

(1) 廃棄物の処分の承認（環境清美工場長の専決に係るものを除く。）

第6条第1項下水道管理課長の部分中「下水道管理課長」を「下水道総務課長」に改め、同部分中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を削り、同部分の次に次のように加える。

下水道維持課長

(1) 公共下水道の使用許可

(2) 公共下水道敷地の占用許可

第6条第1項下水道建設課長の部分及び技術管理課長の部分を削り、同条第2項中「環境検査センター所長及び」を削る。

第8条第1項中「、市民集会所長」を削り、同項集会所長の部分を削る。

第9条中「（吐山保育園長を除く。）」を削り、同条吐山保育園長の部分を削る。

（奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正）

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程（昭和34年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第4条課長共通の部分中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 工事又は製造その他の請負契約における下請負人の通知の請求

第4条月ヶ瀬行政センター庶務課長の部分中「月ヶ瀬行政センター庶務課長」を「月ヶ瀬行政センター総務課長」に改め、同条都祁行政センター庶務課長の部分中「都祁行政センター庶務課長」を「都祁行政センター総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市訓令甲第 3 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市職員服務規程（昭和40年奈良市訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

（時間外勤務代休時間の指定）

第20条 職員は、時間外勤務代休時間の指定を受けた場合には、時間外勤務代休時間指定簿（別記第20号様式）に、当該指定を希望しない旨を申し出ないことの確認印を押さなければならない。

別記第10号様式中「年 年次休暇届簿」を「年度
年次休暇届簿」に、

前 年 繰 越 日 数	日	時間	を
本 年 付 与 日 数	日	時間	
年 次 休 暇 日 数	日	時間	

前 年 度 繰 越 日 数	日	時間	に
本 年 度 付 与 日 数	日	時間	
年 次 休 暇 日 数	日	時間	

改める。

第16号様式を次のように改める。

時間外・休日・夜間勤務命令簿

枚目)

[illegible]

第20号様式を次のように改める。

第20号様式（第20条関係）

時間外勤務代休時間指定簿

所 属

氏 名

1 時間外勤務代休時間を指定する日、当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間、当該時間外勤務代休時間を指定する時間帯

- 時間外勤務代休時間を指定する日

年 月 日

- 当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間

: ~ : : ~ :

- 当該時間外勤務代休時間を指定する時間帯

: ~ : : ~ :

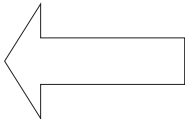
(月分)

☐ 4 時間

☐ 7 時間45分

☐ 時間 分

(年次休暇※に連続して指定する場合)



指定に代えようとする時間外勤務の時間数	規則第 9 条の 6 第 2 項	
	第 1 号	第 2 号
	時間	時間
換算率	× 25/100	× 15/100

※ 年次休暇の時間

: ~ : (時間)

2 職員の意向「時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出ないこと」

本人印

附 則
この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市訓令甲第 4 号

庁 中 一 般
関 係 各 所
奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令
を次のように定める。
平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸
奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する
訓令
奈良市職員出勤整理簿等取扱規程（平成 5 年奈良市訓令
甲第10号）の一部を次のように改正する。
第 6 条第 1 項第 3 号中「代休日、週休日の振替日」を
「週休日の振替日、時間外勤務代休時間、代休日」に改め、
同号中ホをマとし、ヘをホとし、フをへとし、ヒをフとし、
ハの次に次のように加える。

ヒ 時間外勤務代休時間 時間外休
附 則
この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般
関 係 各 所
奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する
訓令を次のように定める。
平成22年 3 月31日
奈良市長 仲 川 元 庸
奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正
する訓令
奈良市職員の勤務時間等に関する規程（昭和44年奈良市
訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。
別表生活環境課の項を次のように改める。

生 活 環 境 課	火 葬 場	火 夫	日 勤	午前 8 時30 分から午後 5 時まで	45分	職員ごとに 4 週間につ き 8 日の割 合で所属長 が定める日
-----------------------	-------------	--------	-----	----------------------------	-----	--

別表病院事業課の項を削る。
附 則
この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月31日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 6 号

地方自治法第199条第 4 項の規定により定期監査を実施

したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。
平成22年 3 月25日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山 中 益 敏
奈 監 第 15 号
平成22年 3 月25日

奈 良 市 長 仲 川 元 庸 様
奈 良 市 議 会 議 長 山 本 清 様
奈良市選挙管理委員会委員長 玉 永 進 様
奈良市農業委員会会長 大 西 崇 夫 様
奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山 中 益 敏

定期監査の結果について
地方自治法第199条第 4 項の規定により定期監査を実施
したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

- 1 監査対象
- 環 境 清 美 部 企画総務課 収集課 環境清美工場
建 設 部
道 路 室 土木管理課 道路建設課
下 水 道 室 下水道管理課 下水道建設課
都 市 整 備 部
都市計画室 J R奈良駅周辺開発事務所 西大寺
南区画整理事務所
選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局
(水 道 局)
業 務 部 総務課 料金お客様課（西部営業所
含む。）
技 術 部 配水課（工事検査室含む。） 給水
課
浄 水 場 水質管理課

- 2 監査期間
平成22年 1 月18日～同年 3 月25日
- 3 監査方法
平成21年度の財務に関する事務の執行について、あら
かじめ求めた平成21年11月末日現在（水道局については、
同年12月末日現在）の資料に基づき、関係職員からの事
情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行う方法で実
施した。
- 4 監査結果
監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率
的に執行されているものと認められたが、一部において
改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、
その措置を講じられたい。
なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自
治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知され
たい。

環境清美部

企画総務課

し尿処理費手数料の滞納繰越分の収入未済については、収入未済の解消に向け、より一層の徴収努力を要望する。

環境清美工場

(1) 一般廃棄物処分手数料の滞納繰越分の収入未済については、長期化した滞納債権となっているため、今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力をされるとともに、滞納債権の追跡調査を徹底的に行い、法に基づく対処も検討されたい。

(2) 破碎スクラップ売却処分収入、アルミスクラップ売却処分収入、大型鉄売却処分収入及び廃自転車売却処分収入の滞納繰越分の収入未済については、今後とも収入未済の解消にむけ、一層の徴収努力を要望する。

また、破碎スクラップ売却処分収入、アルミスクラップ売却処分収入及び大型鉄売却処分収入の滞納繰越分における調定の事務手続きに誤りがあったので、正確に処理されたい。

(3) 粗大ごみ処理施設及びストックヤードプレハブリース継続において、リース料を全額前払いしていた。

この前払いは、地方自治法施行令第163条第1号から第8号までのいずれの号にも該当しないので、支払方法を改められたい。

建 設 部

土木管理課

近鉄高の原駅前エスカレーター管理業務委託において、委託業務内容の一部であるエスカレーター保守点検業務が、契約者でないエスカレーター設置業者により実施されていた。再委託に関しては本件委託契約書に定められているように、あらかじめ書面による市長の承諾を得られたい。

道路建設課

道路災害復旧事業における測量設計業務委託の見積り合わせについて、同日に見積り合わせを4件実施したが、重複して見積り合わせの業者選定をしていた。

それぞれの業者選定理由は災害業務に精通しているということであるが、公平性及び競争性を発揮させるためにも業者を広く選定されたい。

下水道管理課

農業集落排水事業分担金、下水道事業費受益者負担金及び下水道使用料の滞納繰越分の収入未済について、負担の公平性を確保するため、より一層の徴収努力を要望する。

また、長期化した滞納債権である水洗便所設備資金貸付回収金については、追跡調査を徹底的に行い、法に基づく対処も検討されたい。

下水道建設課

(1) 農業集落排水事業分担金の滞納繰越分の収入未済について、負担の公平性を確保するため、より一層の徴収努力を要望する。

(2) 都市水環境整備下水道築造工事において、設計額が当該小事業の工事請負費予算額を超過していた。予算額を確認しながら設計するという慎重な事務処理をされたい。

都市整備部

西大寺南区画整理事務所

(1) 歳出予算を執行するときは、支出負担行為何書によって決裁を受けなければならないが、近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業建物保存登記業務委託においては、支出負担行為の決裁前に、既に委託業務の内容である所有権保存・所有権移転登記申請及び同登記が完了していた。

このような事業執行は明らかに適格性を欠くため適正な事務処理をされたい。

(2) 近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業建物等補償再鑑定業務委託（その1）及び同委託（その2）について、2件とも同日、同業者3者による見積り合わせが行われていた。

公平性及び競争性を発揮させるため、入札されたい。

選挙管理委員会事務局

(1) 選挙会会場設営解体撤去業務委託では、「作業を円滑に進めるため、長年にわたり当業務を手掛け設営解体の手順等を熟知している」という理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして1者と随意契約されていた。

随意契約理由が適正でないので、契約方法を検討されたい。

(2) 会議テーブル他（選挙会会場用）賃貸では、「開票所への物品の配備の手順に熟知している」という理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして1者と随意契約されていた。

随意契約理由が適正でないので、指名競争入札参加資格登録名簿を確認し、複数の業者を選定できれば契約方法を改めるか、あるいは履行可能な業者が1者しかなければ随意契約理由を明確に記載されたい。

(水 道 局)

業 務 部

料金お客様課（西部営業所含む）

水道料金の過年度未収金について、今後とも未収の解消に向け、より一層の徴収努力を要望する。

技 術 部

浄水場 水質管理課

水質検査用の精密機器の保守点検委託において、販売・保守点検業務の代理店と契約していたが、点

検報告書は契約者からではなく製造元の精密機器メーカーから提出されていた。
適正な事務処理をされたい。
(平成22年 3 月25日揭示済)

奈良市監査委員告示第 7 号

奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成22年 3 月25日

奈良市監査委員 吉 田 肇
中和田 守
北 良 晃
山 中 益 敏

奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程

奈良市監査委員事務局処務規程（昭和39年奈良市監査委員告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「庶務係」を「総務係」に改め、同条第 2 項庶務係の部分中「庶 務 係」を「総 務 係」に改め、同項監査第二係の部分中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とする。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月25日揭示済)

奈良市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成22年 3 月25日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山 中 益 敏

情報政策課（旧情報管理課分）

監査結果公表日 平成20年 6 月 6 日（奈良市監査委員告示第13号）

措置結果通知日 平成22年 3 月17日

【監査の結果】	【措置の内容】
決算統計提出資料変更に伴うシステム変更業務委託において契約書第22条の専属的合意管轄の定めに関して「甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、甲の本庁舎所在地を管轄する裁判所を第 1 審管轄裁判所とする。」と契約書に記載している。民事訴訟法第11条第 2 項は「一定の法律関係」に基づく合意を要求しているため、上記の記載では	指摘のあった事項について、平成21年度からの全ての契約において、契約条項を指摘のとおり記載するように改めました。また、今後の契約においても徹底していきます。

合意管轄の定め要件を満たさないおそれがある。

その場合には民事訴訟法第 4 条第 1 項の規定により被告の普通裁判籍を管轄する裁判所への提訴を余儀なくされ、弁護人の費用弁償や職員の旅費等において不測の支出を強いられることも考えられるため「本契約に関して甲乙間に訴訟の必要が生じた場合には、・・・」と記載されたい。

観光交流課（旧観光課分）

監査結果公表日 平成20年 6 月 6 日（奈良市監査委員告示第13号）

措置結果通知日 平成22年 3 月17日

【監査の結果】	【措置の内容】
針テラス事業用地使用料の滞納繰越分の収入未済額が増加している。現在調停中ではあるが、早期収納に向け様々な方策を検討されたい。	針テラス事業特別会計は、平成20年度末で、土地使用料の未納額は、172,000千円となっております。 平成19年 6 月11日、株式会社三興が、「針テラス土地使用料減額等調停事件」として、奈良簡易裁判所に調停を申し立てたのを受け、10回の調停を行いました。不調に終わりましたので、未納金の支払を求めて平成20年12月24日に提訴し、現在裁判中であります。 裁判中でありますが、催告書の送付、サービス提供委託料との相殺を図るなど収入の確保に努めてまいりました。 また、針テラス事業特別会計は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、資金不足比率が経営健全化基準以上となったため、経営の健全化を図るため、経営健全化計画を作成し、平成22年 3 月議会に提出し、原案可決されました。

文書法制課

監査結果公表日 平成20年 6 月 6 日（奈良市監査委員告示第13号）

措置結果通知日 平成22年 3 月16日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 複製フィルム文書の印刷について、発注数量が確定しているにもかかわらず	(1) 複製フィルム文書は、多年にわたる閲覧や経年劣化により閲覧に支障を

らず単価入札されていた。 地方自治体においての入札は総額入札が原則であり、単価入札はその例外であるため、発注数量が決まっている場合は総額入札で実施されたい。	きたす状況になっているため、保存性の高い銀塩フィルムにより、複製フィルム文書の再製を平成11年度から実施し、平成19年度をもって終了しました。今後、耐年数が経過し、新たに発注数量が確定した場合は、総額入札により実施することとします。
(3) デジタル印刷機の賃貸借において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約されているが、随意契約理由が明確でないので、今後は契約方法を検討されたい。	(3) 現在、デジタル印刷機の賃貸借契約期間は、平成19年6月1日から平成24年5月31日までの長期継続契約となっており今後、新たにデジタル印刷機の賃貸借契約を行う場合は、仕様書等を整備し、契約可能な事業者による指名競争入札の方法により進めてまいります。

まち美化推進課
監査結果公表日 平成21年 3 月27日（奈良市監査委員告示第7号）
措置結果通知日 平成22年 3 月12日

【監査の結果】	【措置の内容】
あき地の雑草除去指導について、4月から10月までは「まち美化推進課」、11月から3月までは「消防局予防課」で業務されているが、事務の効率化からも一本化を検討されたい。	現在、各課でそれぞれの条例に基づき、あき地の管理指導を行っておりますが、それらの条例を集約して窓口を一本化出来るように今後検討して参ります。

(平成22年 3 月25日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第4号
奈良市水道局電子計算組織の管理運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成22年 3 月18日
奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司
奈良市水道局電子計算組織の管理運営に関する規程の一部を改正する規程
奈良市水道局電子計算組織の管理運営に関する規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「(平成13年奈良市条例第55号)」を

「(平成21年奈良市条例第51号)」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。
第5条第1号中「第27条」を「第43条」に改める。
第6条第1項中「及び委員若干名」を「、副委員長及び委員」に改め、同条第3項を次のように改める。
3 副委員長は、技術部長をもって充てる。
同条に次の1項を加える。
4 委員は、業務部次長、経営管理課長、総務課長、料金お客様課長、配水課長及び浄水課長をもって充てる。
第8条の見出しを「(委員長及び副委員長)」に改め、同条第2項を次のように改める。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
第12条第3項中「管理者」を「奈良市水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。
第22条第1項中「電算課長」を「情管室長」に改める。
附 則
この規程は、平成22年 4 月1日から施行する。
(平成22年 3 月18日揭示済)

奈良市水道局管理規程第5号
奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成22年 3 月30日
奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司
奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程
奈良市水道局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項経営系の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。
(3) 水道週間表彰式典に関すること。
第3条第1項経営系の部分の第5号中「都市連合協議会」を「水道事業協議会」に改め、同号を同部分の第4号とし、同号の次に次の1号を加える。
(5) 奈良市水道事業中長期計画に関すること。
第3条第2項中第10号を第15号とし、第6号から第9号までを5号ずつ繰り下げ、同項第5号中「情報化研修」の次に「(日本水道協会が主催するものを除く。)」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第4号を第9号とし、第1号から第3号までを5号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第5号までとして次の5号を加える。
(1) 諸統計及び業務報告並びに水道法（昭和32年法律第177号）に定める情報提供に関すること。
(2) 水道局ホームページの運用に関すること。
(3) 広報紙の発行に関すること。
(4) 水道週間行事に関すること。
(5) 2以上の課に関連する照会文書の回答に関すること。
第11条第1項工務第一系の部分の第1号中「拡張事業の

施行」を「主要な送水施設及び配水施設の整備」に改め、同部分中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同項工務第二係の部分の第 4 号中「第 2 号並びに」を削り、同項工務第三係の部分の第 3 号中「及び第 2 号並びに」を「並びに」に改める。

第12条庶務係の部分の第 6 号中「公営企業法適用化に伴う受託」を「移管の調整」に改め、同部分中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

- (7) 水道料金等の窓口収納に関すること。
- (8) 水道料金等に係る相談に関すること。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月30日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 6 号

奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3 月30日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程

奈良市水道局会計規程（昭和57年奈良市水道局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 4 号中「前 3 号」を「前 4 号」に改め、同号を同項第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 東部管理課

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月30日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 7 号

奈良市水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3 月30日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

奈良市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

奈良市水道局事務専決規程（昭和41年奈良市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条料金お客様課長の部分の第 1 号中「諸手数料」を「手数料」に改め、同部分の第 3 号中「並びに軽易な事項に属する減免」を削り、同部分中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 1 件10万円未満の水道料金の減免、分割、延納の許可又は承認

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月30日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 8 号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

を次のように定める。

平成22年 3 月31日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第28条の次に次の 1 条を加える。

（料金の減免）

第28条の 2 条例第34条に規定する料金の減免ができる特別の理由があると認めるときは、使用者が次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 同一の給水装置（メータの口径が13ミリメートルから25ミリメートルまでのものに限る。）を使用する使用者において、使用者の属する世帯のすべての世帯員に係る前年（1 月から 5 月までの間に申請を行う場合にあっては、前々年）の合計所得金額（非課税所得を含む。）が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第 1 項第 2 号に規定する額と、同法第314条の 2 第 2 項に規定する額に当該世帯に属する者の数から 1 を減じた数を乗じて得た額との合計額以下である場合。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）による支援給付を受けている世帯に属する場合は、この限りでない。

- (2) 使用者の善良な管理にもかかわらず、メータの下流側の給水装置の破損等により地下漏水等を発見できなかったと認められる場合

- 2 前項第 1 号の規定に該当する場合における料金の減免の額は、基本料金の 2 分の 1 に相当する額とする。

- 3 第 1 項第 2 号の規定に該当する場合における料金の減免の額は、当該漏水等によるものと認めることができる使用水量について、別に定める算出方法により減免の額を算出するものとする。

- 4 第 1 項第 1 号の規定に該当するとして料金の減免を受けようとする者は、管理者が別に定める水道料金減免申請書（以下「減免申請書」という。）に当該減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- 5 管理者は、前項の規定により減免申請書の提出があつたときは、内容を審査し、その結果を当該減免申請書を提出した者に通知するものとする。

- 6 前項の規定により、料金の減免申請を承認する旨の通知を受けた者は、承認された日の属する月の料金から減免を受けることができる。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程第28条の 2 第 4 項及び第 5 項の規定は同年 6 月 1 日から、

同条第1項第1号、第2項及び第6項の規定は同年8月1日から施行する。

(平成22年 3月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第9号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3月31日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程
奈良市水道局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第29条」を「第27条、第29条」に改め、「時間外」を「時間外、時間外勤務代休時間」に改める。

第28条を削り、第27条を第28条とし、第26条の次に次の2条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第27条 管理者は、奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号。以下「給与規程」という。）第23条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、管理者の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、次条第1項に規定する期間内にある第24条第1項又は第29条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日（休日及び代休日を除く。以下「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務をすることを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第27条の2 前条第1項の規定する期間は、給与規程第23条第3項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 管理者は、時間外勤務代休時間を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与規程第23条第3項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与規程第23条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の150から管理者が定める割合を減じ、その割合を乗じて得た時間数

(2) 給与規程第23条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の150から管理者が定める割合を減じ、その割合を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあつては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 管理者は、前条第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、管理者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 管理者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 管理者は、前条第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、管理者が定める。

第38条第1項中「暦年による1年」を「一の年度」に改め、同項第1号中「1月」を「4月」に改め、同項第2号中「その年」を「その年度」に改め、同条第2項中「採用された年」を「採用された年度」に改め、同条第3項中「翌年」を「翌年度」に改める。

第39条の3中「1歴年」を「一の年度」に改める。

第48条中「奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）」を「給与規程」に改める。

第49条中「奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程」を「給与規程」に改める。

別表第2第17号中「一の年」を「一の年度」に改め、同表第19号中「一の年の」を削り、同表第20号中「一の年」を「一の年度」に改め、同表備考第1項中「週休日」の次に「、第27条の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された勤務日等」を加える。

別表第2の付表備考を削る。

第7号様式を次のように改める。

第 7 号様式（第31条関係）

表

年度 (年度)		☐ 就職	月	日	年	本年度分	繰 越	計	氏名			
		☐ 復職	月	日	次							
		☐ 就職	月	日	休							
		☐ 復職	月	日	暇							
4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		
1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	
2	18	2	18	2	18	2	18	2	18	2	18	
3	19	3	19	3	19	3	19	3	19	3	19	
4	20	4	20	4	20	4	20	4	20	4	20	
5	21	5	21	5	21	5	21	5	21	5	21	
6	22	6	22	6	22	6	22	6	22	6	22	
7	23	7	23	7	23	7	23	7	23	7	23	
8	24	8	24	8	24	8	24	8	24	8	24	
9	25	9	25	9	25	9	25	9	25	9	25	
10	26	10	26	10	26	10	26	10	26	10	26	
11	27	11	27	11	27	11	27	11	27	11	27	
12	28	12	28	12	28	12	28	12	28	12	28	
13	29	13	29	13	29	13	29	13	29	13	29	
14	30	14	30	14	30	14	30	14	30	14	30	
15		15	31	15		15	31	15	31	15		
16		16		16		16		16		16		
月	年休	次暇										
	欠勤・無組	届合										
	病休	気暇										
	特休	別暇										
	休	職										
	振休	替暇										
	免	除										
計	出張	現場										
	休出	日勤										

裏													
氏 名													
10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月			
1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17		
2	18	2	18	2	18	2	18	2	18	2	18		
3	19	3	19	3	19	3	19	3	19	3	19		
4	20	4	20	4	20	4	20	4	20	4	20		
5	21	5	21	5	21	5	21	5	21	5	21		
6	22	6	22	6	22	6	22	6	22	6	22		
7	23	7	23	7	23	7	23	7	23	7	23		
8	24	8	24	8	24	8	24	8	24	8	24		
9	25	9	25	9	25	9	25	9	25	9	25		
10	26	10	26	10	26	10	26	10	26	10	26		
11	27	11	27	11	27	11	27	11	27	11	27		
12	28	12	28	12	28	12	28	12	28	12	28		
13	29	13	29	13	29	13	29	13		13	29		
14	30	14	30	14	30	14	30	14		14	30		
15	31	15		15	31	15	31	15		15	31		
16		16		16		16		16		16			
												年 次 休 暇	月 計
												欠 勤 ・ 無 組 合	
												病 休 気 暇	
												特 休 別 暇	
												休 職	
												振 替 休 暇	
												免 除	
												出 張 現 場	
												休 日 出 勤	

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(年次休暇に係る経過措置)
- 2 この規程の施行の日前から引き続き在職する職員が平成22年度において使用することのできる年次休暇の日数は、この規程による改正後の奈良市水道局職員就業規則(以下「改正後の規程」という。)第38条の規定にかかわらず、この規程による改正前の奈良市水道局職員就業規則(以下「改正前の規程」という。)第38条の規定により平成22年に使用することができることとされていた年次休暇の日数(同年 1 月 1 日から同年 3 月31日までの間に年次休暇を使用した場合にあっては、その日数を減じた日数)に 5 日を加えた日数とする。
- 3 前項の場合において平成22年度に使用することができることとされる年次休暇のうち、平成21年から平成22年に繰り越された年次休暇の日数に相当する日数に係るものは平成23年 3 月31日まで、平成22年 1 月 1 日に使用することができることとされていた年次休暇(平成21年から繰り越されたものを除く。)の日数に相当する日数に係るものは平成24年 3 月31日まで使用することができるものとする。
(特別休暇に係る経過措置)
- 4 この規程の施行の日前から引き続き在職する職員が平成22年度において使用することのできるこの規程による改正後の規程別表第 2 第17号の休暇(以下「ボランティア休暇」という。)及び第20号の休暇(以下「子の看護休暇」という。)の日数は、改正後の規程によるボランティア休暇及び子の看護休暇の規定にかかわらず、改正前の規程別表第 2 の規定により平成22年に取得することができることとされていたボランティア休暇及び子の看護休暇の日数(同年 1 月 1 日から同年 3 月31日までの間にボランティア休暇及び子の看護休暇を使用した場合にあっては、その日数を減じた日数)に 2 日を加えた日数とする。
(組合休暇に係る経過措置)
- 5 この規程の施行の日前から引き続き在職する職員が平成22年度において承認を受けることができる組合休暇の日数は、改正後の規程第39条の 3 の規定にかかわらず、改正前の規程第39条の 3 の規定により平成22年に承認を受けることができることとされていた組合休暇の日数(同年 1 月 1 日から同年 3 月31日までの間に組合休暇の承認を受けた場合にあっては、その日数を減じた日数)に 8 日を加えた日数とする。
(委任)
- 6 前 4 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第10号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改

正する規程を次のように定める。

平成22年 3 月31日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「条例第 9 条」を「就業規則第27条に規定する超勤代休時間、条例第 9 条」に改める。

第12条の 3 第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

条例第 5 条の 3 の規定による住居手当は、自ら居住するため住宅(借間を含む。)を借り受け月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(次に掲げる職員を除く。)に支給する。

(1) 国、地方公共団体、公共企業体その他特別の法律により設置された法人で管理者が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員

(2) 職員の扶養親族たる者(条例第 5 条第 2 項に規定する扶養親族で第10条第 1 項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が16,000円を超えるときは、16,000円) を11,000円に加算した額

第12条の 3 中第 3 項及び第 4 項を削り、第 5 項を第 3 項とし、第 6 項を第 4 項とし、第 7 項を第 5 項とし、同条第 8 項中「第 6 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 9 項を第 7 項とし、同条第10項中「第 5 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第11項中「又は職員が第 3 項第 2 号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して 5 年を経過したとき」、「それぞれ」及び「又は 5 年を経過した日」を削り、「それら」を「その」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第12項を同条第10項とする。

第23条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、次項に規定する場合の割合は、100分の50とする。

第23条に次の2項を加える。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（就業規則第29条に基づく週休日における勤務のうち次の各号に掲げる日における勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して第1項の規定にかかわらず、勤務時間1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 当該月における日曜日

(2) 当該月における就業規則第29条第2項の規定（勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により勤務日が週休日に変更された日

- 4 就業規則第27条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する管理者が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

第24条に次の1項を加える。

- 2 職員が就業規則第27条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「就業規則第27条の2第1項の規定により時間外代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

別表第2中「相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務」を「主事の職務」に、「高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務」を「主務補の職務」に、

「1 主任の職務

2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務」を「主務の職務」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
(住居手当の経過措置)
- 2 この規程による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（以下「新規程」という。）第12条の3

の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に在職する職員に対しては、この規程による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（以下「旧規程」という。）第12条の3の規定を適用し、住居手当を支給する。この場合において、旧規程第12条の3第3項第2号中「4,300円」とあるのは「3,000円」と、「5,800円」とあるのは「4,000円」と、同項第3号中「4,300円」とあるのは「3,000円」と読み替えるものとする。

- 3 新規程第12条の3の規定にかかわらず、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に在職する職員に対しては、旧規程第12条の3の規定を適用し、住居手当を支給する。この場合において、旧規程第12条の3第3項第2号中「4,300円」とあるのは「1,500円」と、「5,800円」とあるのは「2,000円」と、同項第3号中「4,300円」とあるのは「1,500円」と読み替えるものとする。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第11号

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

奈良市水道事業管理者

福 村 圭 司

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程（平成6年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「奈良市水道局職員就業規則」を「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び奈良市水道局職員就業規則」に改める。

第5条中「、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当」を「及び時間外勤務手当」に改める。

第6条中「月額200,000円又は日額6,000円」を「月額270,000円」に改める。

第8条の2中「超えてした勤務のうち」を「超えてした勤務（1箇月について60時間を超えて勤務した時間を除く。）のうち」に、「(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)」を「(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号。以下「給与規程」という。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について給与規程第23条第3項及び第4項の規定の適用がある場合における当該時間については、同条第4項中「第1項に規定する管理者が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第9条を次のように改める。

(時間外勤務代休時間の指定)

第9条 時間外勤務代休時間の指定については、常勤職員の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市水道局告示第 8 号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年 3 月31日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
日本総合住生活株式会社 大阪支社	代表取締役 荒田 建	大阪府大阪市城東区森之宮二丁目 9 番201号	平成22年 3 月25日

(平成22年 3 月31日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第 1 号

全 職 員

奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3 月31日

奈良市消防局長 猪 岡 秀 夫

奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令

(奈良市消防署の組織に関する規程の一部改正)

第 1 条 奈良市消防署の組織に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条見出しを「(消防分署)」に改め、同条第 1 項中「又は消防出張所（以下「出張所」という。）」を削り、第 2 項中「及び出張所（以下「分署等」という。）」を削る。

第 7 条を削る。

第 8 条見出しを「(分署の職員等)」に改め、同条第 1 項中「、出張所に所長」を削り、同条第 2 項中「及び所長」を削り、同条を第 7 条とする。

第 9 条見出し中「等」を削り、同条第 1 項中「及び所長」を削り、同条を第 8 条とする。

第10条を第 9 条とし、第11条を第10条とする。

別表中「奈良市西消防署富雄出張所」を「奈良市西消防署富雄分署」に改める。

(奈良市消防文書規程の一部改正)

第 2 条 奈良市消防文書規程（昭和42年奈良市消防長訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「総務課（課の庶務をつかさどるグループ）、消防課消防防災係、救急課救急管理係、予防課予防査察係及び指令課情報管理係」を「庶務をつかさどる担当」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項中「主管課の係ごと」を「主管課」に改め、同条第 2 項中「係の」を削り、第 3 項中「係における」を削る。

第20条第 1 項第 1 号中「部及び」を削り、同項第 2 号中「部長又は」を削る。

別表第11号様式を次のように改める。

(表)

		決裁区分			
保存区分	☐ 永久 ☐ 10年 ☐ 5年 ☐ 3年 ☐ 1年	文書番号	第 _____ 号		
第1ガイド		施行	_____年 ____月 ____日		
第2ガイド		決裁	_____年 ____月 ____日		
個別ホルダー		起案	_____年 ____月 ____日		
開示区分	☐ 開示 ☐ 部分開示 ☐ 不開示	先方の	_____年 ____月 ____日		
不開示理由等		文書	第 _____ 号		
あて先		発信者名	☐ 消防局長 ☐ 課長 ☐ 署長		
件名					
別紙としてよろしいか。 上記のことについて のように 裏面 します。					
署長補佐・課長補佐	副署長・主幹	署長・課長	室長・参事	消防危機統制監・副局長	消防局長
起案者 課・署 ㊟ 電話番		署内・課内		主任・係長	
合議					
公印	文書審査	総務課長	施行上の取扱い 秘密 親展 例規 公報登載 しみんだより登載		

奈良市消防局起案用紙

[illegible]

(奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)
第3条 奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市消防長訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「消防局を担当する次長」を「副局長」に改め、同条第3項中「消防署を担当する次長」を「消防危機統制監」に改める。

(奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程の一部改正)

第4条 奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程(昭和58年奈良市消防長訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「消防局を担当する次長」を「副局長」に改め、同条第3項中「消防署を担当する次長」を「消防危機統制監」に改める。

(奈良市消防職員服務規程の一部改正)

第5条 奈良市消防職員服務規程(昭和58年奈良市消防長訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表第3号様式「出張所」を「分署」に改める。

(消防職員の勤務評定に関する規程の一部改正)

第6条 消防職員の勤務評定に関する規程(昭和43年奈良市消防長訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表消防司令補の項中「理事又は次長」を「副局長」に改める。

(奈良市消防職員研修規程の一部改正)

第7条 奈良市消防職員研修規程(平成19年奈良市消防局長訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「消防局を担当する次長」を「副局長」に改める。

(奈良市消防安全管理規程の一部改正)

第8条 奈良市消防安全管理規程(昭和59年消防長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「消防局を担当する次長」を「消防危機統制監」に改める。

(奈良市消防表彰規程の一部改正)

第9条 奈良市消防表彰規程(平成20年奈良市消防局長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「消防局を担当する次長」を「副局長」に改め、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 消防危機統制監

第12条第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報救急室長

第13条中「消防署を担当する次長」を「消防危機統制監」に改める。

(奈良市警防活動規程の一部改正)

第10条 奈良市警防活動規程(昭和58年奈良市消防長訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「特別救助隊」を「高度救助隊、特別救助隊」に改める。

第4条の2第1項中「並びに中央分署及び南消防署」を「及び中央分署」に改め、同条を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

(高度救助隊の編成)

第4条の2 高度救助隊は、特別の救助器具とそれを積載する車両等(救助工作車)及び南消防署の特別救助隊員をもって編成する。

2 高度救助隊の編成及び装備等にあつては、別に定める。

第12条第1項第3号中「消防署を担当する次長」を「消防危機統制監」に改める。

第20条見出しを「(高度救助隊等の活動)」に改め、同条第1項中「特別救助隊及び救助分隊」を「高度救助隊及び特別救助隊並びに救助分隊」に改める。

第23条見出しを「(高度救助隊等の活動)」に改め、同条中「特別救助隊及び救助分隊」を「高度救助隊及び特別救助隊並びに救助分隊」に改める。

第39条見出しを「高度救助隊等の活動」に改め、同条第1項中「特別救助隊」を「高度救助隊、特別救助隊」に改める。

別表第2出動区分の項中「特別救助隊」を「高度救助隊」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 自署管内の出動は、南消防署にあつては「救助分隊」を「高度救助隊」と、中央消防署にあつては「救助分隊」を「特別救助隊」と読み替える。

別表第8中「理事」を「副局長」に、「次長」を「消防危機統制監」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令第2号

全 職 員

奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

奈良市消防局長 猪 岡 秀 夫

奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令
奈良市消防事務専決規程(昭和58年奈良市消防長訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「次長」を「副局長、消防危機統制監」に改める。

第2条の2を次のように改める。

(副局長専決事項)

第2条の2 副局長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

(1) 1件1,000万円未満の委託料の支出負担行為の決定

(2) 前号以外の1件500万円未満の支出負担行為の決

定

(3) 室長、総務課長及び署長の宿泊を要しない出張命令

(4) 室長、総務課長及び署長の時間外勤務及び休日勤務命令

(5) 室長、総務課長及び署長の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定

(6) 室長、総務課長及び署長の休暇、欠勤その他諸願届の処理

第2条の3第1号中「課長（）」を「課長等（）」に、「課長とする」を「課長及び隊長」に改める。

第4条第7号中「第4条の2」の次に「、第5条、第5条の2及び第5条の5」を、「並びに」の次に「同規則」を加え、同条中第11号を第12号とし、同条第10号中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」を「高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条第1項、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第47条の5第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「第8条の2の2」の次に「（第36条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、「第8条の2の3」を「同法第8条の2の3」に、「第9条の3」を「同法第9条の3、第11条第6項、第11条の4第1項、第12条の6及び第13条第2項」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 奈良市危険物規制規則（昭和36年奈良市規則第10号）

第6条及び第10条の届出の処理

第4条の次に次の1条を加える。

（隊長の専決事項）

第5条 隊長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

(1) 所属職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令

(2) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定

(3) 所属職員の休暇、欠勤その他諸願届の処理

(4) 主管事務に関する統計及び資料等の収集

(5) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に属し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第3号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

奈良市消防局長 猪 岡 秀 夫

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防

長訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「6人」を「5人」に改め、第3号中「15人」を「18人」に改め、第4号中「40人」を「35人」に改め、第5号中「124人」を「126人」に改め、第6号中「119人」を「110人」に改め、第7号中「5人」を「4人」に改め、第8号中「84人」を「113人」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第4号

全 職 員

奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

奈良市消防局長 猪 岡 秀 夫

奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第8条の2の3第5項」の次に「（第36条第1項において準用する場合を含む。）」を加える。

第9条第8項中「予防査察係」を削る。

第40条第2号中「第8条第4号」の次に「（第36条第1項において準用する場合を含む。）」を加える。

第58条第1項中「第35条の10」を「第35条の13」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第8号

臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成22年3月16日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時

平成22年3月25日（木）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

議 事

議案第93号 奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則の廃止について

議案第94号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

議案第95号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正

について
議案第96号 奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について
議案第97号 人事について
議案第98号 奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部改正について
議案第99号 奈良市立学校教職員安全衛生規則の制定について
議案第100号 奈良市地域学校連携推進委員会委員の委嘱及び任命について
傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時50分までで、定員 5 名になり次第締め切ります。
(平成22年 3 月16日揭示済)

奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則を廃止する規則をここに公布する。
平成22年 3 月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 1 号
奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則を廃止する規則
奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則（昭和58年奈良市教育委員会規則第 9 号）は、廃止する。
附 則
この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月26日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 3 月26日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 2 号
奈良市教育委員会事務局組織に関する規則
奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項を次のように改める。
2 前項の部に次の課及び係を設置する。
教育総務部
教育総務課 総務係 経理係 施設係
教育企画課 総合調整係 企画調査係
文化財課 総務係 指定文化財係 記念物係
埋蔵文化財調査センター
学校教育部
学校教育課 総務係 指導係 教育推進係
教育センター準備室 計画係 研修係
学務課 学事係 教職員係
保健給食課 保健係 給食係
人権教育課
青少年指導課 青少年係 指導係

第 3 条庶務係の部分中「庶務係」を「総務係」に改める。
第 5 条文化財総務係の部分中「文化財総務係」を「総務係」に改め、同部分の第 2 号中「市史編集審査会及び都市景観審議会」を「市史編集審査会及び景観審議会」に改め、同条文化財企画係の部分中「文化財企画係」を「記念物係」に改める。
第13条を第14条とする。
第12条の表学校給食センターの項中「学務課」を「保健給食課」に改め、同条を第13条とする。
第11条第 2 項中「課に課長」の次に「、センターに所長」を加え、「室に主幹」を「センターに主幹」に改め、同条第 3 項中「課長補佐」の次に「、センターに所長補佐及び室に室長補佐」を加え、同条第 4 項中「課」の次に「、センター」を加え、同条第11項中「課長及び」を「課長、所長及び」に、「事故あるとき」を「事故があるとき」に改め、同条第12項中「室長を」を「所長を」に、「室長に」を「所長に」に改め、同条第13項中「課長補佐」の次に「、所長補佐」を加え、「又は室長を」を「、所長又は室長を」に、「若しくは室長に」を「、所長若しくは室長に」に、「又は主幹」を「、又は主幹」に、「室において」を「センターにおいて」に、「室長及び主幹」を「所長及び主幹」に、「又は室長の」を「、所長又は室長の」に改め、同条を第12条とする。
第10条を削る。
第 9 条庶務係の部分削り、同条青少年係の部分に次の 3 号を加え、同条を第11条とする。
(7) 少年非行防止関係機関との連絡調整に関すること。
(8) 少年非行防止の情報、資料の整理に関すること。
(9) 課の庶務に関すること。
第 8 条を第10条とし、同条の前に次の 1 条を加える。
(保健給食課)
第 9 条 保健給食課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。
保健係
(1) 幼児、児童及び生徒の健康管理に関すること。
(2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
(3) 学校保健計画及び学校環境衛生の管理指導に関すること。
(4) 養護部会及び保健主事会に関すること。
(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に関すること。
(6) 課の庶務に関すること。
給食係
(1) 学校給食の企画及び運営に関すること。
(2) 学校給食の実施に係る指導及び助言に関すること。
(3) 給食器材の整備に関すること。
(4) 学校給食関係団体に関すること。
(5) 学校給食調理員に関すること。
(6) その他学校給食に関すること。
第 7 条給食係の部分削り、同条を第 8 条とする。
第 6 条第 1 項庶務係の部分中「庶務係」を「総務係」に

改め、同部分の第1号を次のように改める。

- (1) 教科書の支給事務に関すること。

第6条第1項庶務係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項指導係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同部分の第4号中「その他の教材の取扱い」を「の選定採択及び教材の使用承認」に改め、同号を同部分の第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 校園長会、教頭会及び主任者会に関すること。

第6条第1項指導係の部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項保健係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、同部分の第3号中「その他の教材の取扱い」を「の選定採択及び教材の使用承認」に改め、同号を同部分の第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

教育推進係

- (1) 小中一貫教育校の教育課程の編成及び指導助言に関すること。

- (2) 世界遺産学習のカリキュラムの編成及び指導助言に関すること。

- (3) 「地域で決める学校予算」事業に関すること。

第6条第2項研修係の部分の第2号中「関係機関」を「県立教育研究所その他関係機関」に改め、同部分に次の2号を加え、同条を第7条とする。

- (3) 教育センター学習の計画に関すること。

- (4) 学校図書館支援センターに関すること。

第5条の次に次の1条を加える。

(埋蔵文化財調査センターの事務)

第6条 埋蔵文化財調査センターの所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 埋蔵文化財の発掘、調査、研究及び記録に関すること。

- (2) 出土品、記録等の整理保存に関すること。

- (3) 発掘調査報告書の刊行に関すること。

- (4) 埋蔵文化財に係る資料の収集に関すること。

- (5) 埋蔵文化財に係る公開及び活用に関すること。

- (6) センターの庶務に関すること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月26日揭示済)

奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第3号

奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成14年奈良市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「(平成13年奈良市条例第55号)」を「(平成21年奈良市条例第51号)」に、「奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則(平成14年奈良市規則第3号)」を「奈

良市個人情報保護条例施行規則(平成21年奈良市規則第79号)」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月26日揭示済)

奈良市立学校教職員安全衛生規則をここに公布する。

平成22年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市立学校教職員安全衛生規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「労安法」という。)及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号。以下「学保法」という。)その他の法令に定めがあるもののほか、奈良市立学校及び奈良市学校給食センターに勤務する教職員の職場における安全及び衛生の確保並びに健康の保持増進について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)に規定する小学校、中学校、高等学校及び幼稚園をいう。

- (2) 給食センター 奈良市学校給食センター条例(平成17年奈良市条例第61号)に規定する奈良市学校給食センターをいう。

- (3) 教職員 学校及び給食センターに常時勤務する校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務職員、実習助手、技術職員、学校栄養職員、業務職員及びこれらに準ずる職員をいう。

- (4) 所属長 校長、園長及び給食センターの所長をいう。(所属長の責務)

第3条 所属長は、常に職場における所属教職員の安全の確保及び健康の増進を図るとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

2 所属長は、総括安全衛生管理者から職場の安全及び衛生並びに教職員の健康の保持増進に関する措置を講じることが命じられ、又は勧告されたときは、その趣旨に沿って適切な措置を講じるとともに、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、常に職場の安全及び衛生に留意するとともに、学校等安全衛生管理者、健康管理医その他の関係者が法令又はこの規則に基づいて講じる職場の安全及び衛生に関する措置に積極的に協力しなければならない。

2 教職員は、常に自己の健康の保持増進に努めるととも

に、衛生管理者又は健康管理医若しくは健康診断を行う医師の指導に従わなければならない。

第 2 章 安全衛生管理体制
(総括安全衛生管理者)

第 5 条 教職員の安全及び衛生に関する事項を総括管理させるため、教育委員会内に総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、学校教育部長の職にある者をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、学校等安全衛生管理者を指揮し、次に掲げる業務を統括管理する。

(1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務

4 総括安全衛生管理者は、前項の業務の的確又は円滑な執行のために必要と認めるときは、学校等安全衛生管理者に対し、職場の安全及び衛生並びに教職員の健康の保持増進について必要な措置を講じることを命じることができる。

(総括安全衛生管理代理者)

第 6 条 教育委員会内に総括安全衛生管理代理者を置き、学務課長の職にある者をもって充てる。

2 総括安全衛生管理代理者は、総括安全衛生管理者を補佐し、総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、その職務を代理する。

(学校等安全衛生管理者)

第 7 条 学校及び給食センターに学校等安全衛生管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 学校等安全衛生管理者は、教職員の安全及び健康の保持増進を図るとともに、快適な職場環境の実現のために次に掲げる業務を行い、必要に応じ総括安全衛生管理者に意見を述べることができる。

(1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 教職員の健康増進のための措置に関すること。

(3) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(衛生管理者)

第 8 条 教職員数が50人以上の学校及び給食センターの学校等安全衛生管理者は、労安法第12条に規定する衛生管理者を選任し、総括安全衛生管理者に報告するものとする。

2 衛生管理者は、学校等安全衛生管理者の指揮を受け、教職員の執務場所を巡視し、教職員の健康障害を防止す

るため必要な措置を講じなければならない。

(衛生推進者)

第 9 条 教職員数が10人以上50人未満の学校及び給食センターの学校等安全衛生管理者は、労安法第12条の2に規定する衛生推進者を選任し、総括安全衛生管理者に報告するものとする。

2 衛生推進者は、学校等安全衛生管理者の指揮を受け、教職員の執務場所を巡視し、教職員の健康障害の発生が危ぐされる場合は、学校等安全衛生管理者に報告しなければならない。

(健康管理医)

第10条 教職員数が50人以上の学校及び給食センターに、労安法第13条に規定する産業医の職務を行う健康管理医を置く。

2 健康管理医は、医師のうちから教育長が委嘱するものとする。

3 健康管理医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを処理するものとする。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。

(2) 作業環境の維持管理に関すること。

(3) 作業の管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康管理に関すること。

(5) 健康教育、健康相談その他教職員の健康を保持増進するための措置に関すること。

(6) 衛生教育に関すること。

(7) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

4 健康管理医は、前項各号に掲げる事項について、教育長、総括安全衛生管理者及び学校等安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者及び衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。

5 健康管理医は、在籍する学校を拠点として、総括安全衛生管理者が指定した健康管理医を配置しない学校に対して、第3項各号に規定する職務を行う。

第 3 章 安全衛生委員会

(総括安全衛生委員会の設置)

第11条 教育委員会に、奈良市教職員総括安全衛生委員会(以下「総括委員会」という。)を置き、次に掲げる事項を総合的に調査審議し、教育長に対して意見を述べるものとする。

(1) 教職員の職場における危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、教職員の危険の防止並びに健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

(総括委員会の組織)

第12条 総括委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもっ

て構成する。 (1) 総括安全衛生管理者 (2) 総括安全衛生管理代理者 (3) 教育総務課長の職にある者 (4) 学校教育課長の職にある者 (5) 学校等安全衛生管理者のうちから教育長が指名した者 (6) 衛生管理者及び衛生推進者のうちから教育長が指名した者 (7) 教職員で安全衛生に関し識見を有する者のうちから教育長が指名した者 (8) 健康管理医のうちから教育長が指名した者 2 教育長は、前項第1号の委員以外の委員の半数については、教職員の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、教職員の過半数で組織する労働組合がないときには教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。 3 教育長は、総括委員会の委員に退職等異動があったときは、速やかに補欠の委員を指名するものとする。 4 総括委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。 (総括委員会の委員の任期) 第13条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前条第1項第1号から第4号までの委員の任期は、その職にある期間とする。 (総括委員会の会議) 第14条 総括委員会の会議は、委員長が招集し、その議長は、委員長をもって充てる。 2 総括委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 (総括委員会の庶務) 第15条 総括委員会の庶務は、学務課において処理する。 (安全衛生委員会の設置) 第16条 教職員数が50人以上の学校及び給食センターに、次に掲げる事項を調査審議するための安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (1) 所属教職員の危険及び健康障害の防止のための基本となるべき対策に関すること。 (2) 所属教職員の健康保持及び増進を図るための基本となるべき対策に関すること。 (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に係るものに関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、所属教職員の危険の防止並びに健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。 (委員会の委員) 第17条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 学校等安全衛生管理者 (2) 衛生管理者 (3) 健康管理医	(4) 当該学校又は給食センターに勤務し、安全衛生に関し識見を有する者のうちから所属長が指名した者 2 所属長は、前項第1号の委員以外の委員の半数については、教職員の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、教職員の過半数で組織する労働組合がないときには教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。 (委員会の会議) 第18条 委員会の会議は、学校等安全衛生管理者が招集し、その議長は、学校等安全衛生管理者をもって充てる。 (委員会の運営) 第19条 委員会の運営に関して必要な事項は、議長が定める。 第4章 健康管理 (健康診断の実施) 第20条 総括安全衛生管理者は、教職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施する。 (1) 採用時健康診断 (2) 定期健康診断 (3) 臨時健康診断 (4) 特定業務従事者の健康診断 2 前項各号に規定する健康診断の項目その他当該健康診断の実施に必要な項目は、労安法及び学保法の定めるところに従い、総括安全衛生管理者が、その都度定める。 (受診義務) 第21条 教職員は、前条第1項各号に規定する健康診断を指定された期日及び場所において受診しなければならない。 2 教職員は、前項に定める健康診断を受診できなかったときは、別に医療機関が行う健康診断を受診し、その結果を証明する書面を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。 3 所属長は、所属教職員が定められた期間内に健康診断を受診できるよう配慮しなければならない。 (受診義務の免除) 第22条 総括安全衛生管理者は、休職又は療養中の者その他やむを得ない事情があると認める者については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、必要と認められる期間、健康診断を行わないことができる。 2 教職員は、前項の規定により健康診断の免除を受けようとするときは、学校等安全衛生管理者を通じて総括安全衛生管理者に報告しなければならない。 (健康診断の結果の通知) 第23条 総括安全衛生管理者は、第20条第1項に規定する健康診断を受診した教職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。 (健康診断の結果の判定等) 第24条 健康管理医又は総括安全衛生管理者が指定する医師は、第20条第1項第2号に規定する定期健康診断の結果を総合的に判断し、教職員の健康状態を判定するものとする。
--	---

2 総括安全衛生管理者は、前項の判定をもとに必要な措置を講じなければならない。
(健康診断の結果の保存)

第25条 総括安全衛生管理者は、教職員ごとに健康診断の結果を記録し、健康管理に関する指導のために活用しなければならない。
(健康相談の実施)

第26条 総括安全衛生管理者は、教職員の健康の保持増進を図るため、健康相談を実施するものとする。

2 前項の健康相談の実施に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が定める。
(秘密の保持)

第27条 この規則に基づく健康管理事務に関与する教職員は、これにより知り得た教職員の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

第 5 章 雑則
(施行の細目)

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が定める。

附 則
この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月30日揭示済)

奈良市教育委員会訓令第 1 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3 月26日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「及び課長」を「、課長及び所長」に改める。

第 4 条中「室長」を「埋蔵文化財調査センター所長」に改める。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

附 則
この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月26日揭示済)

奈良市教育委員会訓令第 2 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3 月26日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程（平成14年奈良市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

委 員	学校教育課長	学務課長	保健給食課長
	人権教育課長	青少年指導課長	

附 則
この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月26日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 6 号

平成22年 3 月31日現在における奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の 2 分の 1 の数は、次のとおりです。

平成22年 3 月31日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

第 1 選挙区	1,483人
第 2 選挙区	1,444人
第 3 選挙区	1,521人
第 4 選挙区	1,885人
第 5 選挙区	1,716人

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 7 号

奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成22年 3 月31日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程

奈良市選挙管理委員会事務局規程（昭和41年奈良市選挙管理委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条中「庶 務 係」を「総 務 係」に改める。

附 則
この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 8 号

奈良市の投票区について（平成 9 年奈良市選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正し、平成22年 3 月31日から施行します。

平成22年 3 月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉 永 進

第27投票区の項の次に次のように加える。

第28投票区	秋篠早月町、西大寺東町一丁目、西大寺東町二丁目、西大寺新町一丁目、西大寺新町二丁目、西大寺本町、西大寺栄町
--------	---

第60投票区の項中「秋篠早月町、秋篠三和町一丁目」を「秋篠三和町一丁目」に改め、「西大寺東町一丁目、西大寺東町二丁目、西大寺新町一丁目、西大寺新町二丁目、西大寺本町、西大寺栄町」を削り、「西大寺赤田町一丁目（6番街区）」を「西大寺赤田町一丁目、西大寺赤田町二丁目」に改める。

第80投票区の項中「西大寺赤田町一丁目（6番街区を除く。）、西大寺赤田町二丁目」を削る。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 9 号及び第 10 号は、奈良市公報号外第19号に掲載

奈良市選挙管理委員会告示第11号

奈良市選挙管理委員会の委員長 玉永進（住所 奈良市佐紀町3173番地の2）は、平成22年 3 月31日当該委員長を退職しました。

平成22年 3 月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長職務代理人

河 村 武

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第12号

平成22年 3 月31日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第 1 項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任しました。

平成22年 3 月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 河 村 武

氏名 河 村 武

住所 奈良市二条町一丁目 3 番 5 号

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第 3 項の規定により、次の者を奈良市選挙管理委員会委員長職務代理人に指定しました。

平成22年 3 月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 河 村 武

奈良市選挙管理委員会

委員 西久保 武志

住所 奈良市六条一丁目13番31- 3 号

(平成22年 3 月31日揭示済)

農 業 委 員 会**奈良市農業委員会告示第 8 号**

奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3 月17日

奈良市農業委員長 大 西 崇 夫

奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程

奈良市農業委員会規程（昭和32年奈良市農業委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第13条及び第14条中「庶 務 係」を「農 政 係」に改める。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(平成22年 3 月17日揭示済)

議 会

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3 月31日

奈良市議会議長 山 本 清

奈良市議会規程第 1 号

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程（平成13年奈良市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「会派」を「議員及び会派」に改め、同条第 2 項中「会派を」を「政務調査費の交付を受けた会派を」に改める。

第 3 条中「各会派」を「議員及び会派」に、「当該会派」を「当該議員及び会派」に改める。

第 4 条中「会派」を「議員及び会派」に改める。

第 5 条中「項目」を「科目」に改める。

第 6 条中「収支報告書等」の次に「（別記第 6 号様式）」を加える。

第 7 条中「会派」を「議員及び会派」に改める。

別表項目の欄中「項目」を「科目」に改め、同表研究研修費の項中「会派が研究会」を「研究会」に、「会派の」を「会派に」に改め、同表調査旅費の項中「会派の行う調査研究活動」を「調査研究活動」に改め、同表資料作成費の項中「会派の行う調査研究活動」を「調査研究活動」に、「事務機器購入」を「事務機器購入費」に改め、同表資料購入費の項中「会派の行う調査研究活動」を「調査研究活動」に改め、同表広報費の項中「会派の調査研究活動」を「調査研究活動」に改め、同表広報費の項中「会派が市民からの市政及び会派の」を「市民からの市政及び」に改め、同表人件費の項中「会派の行う調査研究活動」を「調査研

第2号様式

政務調査費交付変更申請書

年 月 日

(あて先)

奈良市長

(奈良市議会議長経由)

会 派 名

代表者氏名

㊞

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 異動内容・年月日

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 の 氏 名			
経 理 責 任 者 の 氏 名			
所 属 議 員 数			
異 動 が あ っ た 所 属 議 員 の 氏 名			
交 付 申 請 額 (年度分)	円	円	

2 会派に交付することについての所属議員の同意

政務調査費を会派に交付することについて同意します。

氏 名 ㊞	氏 名 ㊞	氏 名 ㊞
氏 名 ㊞	氏 名 ㊞	氏 名 ㊞
氏 名 ㊞	氏 名 ㊞	氏 名 ㊞
氏 名 ㊞	氏 名 ㊞	氏 名 ㊞

別記第 4 号様式中「会派代表者氏名 様」を「議員氏名
名称及び

別記第 5 号様式を次のように改める。

又は会派の
代表者氏名 様」に改める。

第 5 号様式

政 務 調 査 費 交 付 請 求 書

年 月 日

(あて先)

奈良市長

(奈良市議会議長経由)

議員氏名又は

会派の名称及

び代表者氏名

㊟

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程第 4 条の規定により、次のとおり政務調査費を請求します。

- 1 金 円
ただし、 年 月分～ 月分
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人

(注) 「2 交付月の基準日における所属議員数」は、政務調査費を会派が請求する場合のみ記入する。

別記第 5 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 6 号様式

年 月 日

(あて先)

奈良市議会議長

議員氏名又は会派の

名称及び経理責任者氏名

㊟

年度政務調査費収支報告について

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例第 7 条の規定により、別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書等を提出します。

別紙

年度政務調査費収支報告書

議員氏名又は会派の
名称及び代表者氏名

1 収 入
政 務 調 査 費 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

3 残 額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。
(平成22年 3 月31日揭示済)

正 誤

平成22年 3 月26日付け奈良市公報号外第 8 号

ページ	段	行	誤	正
13	左	下から20	「、奈良市都市景観条例」を「なら・まほろば景観まちづくり条例」に	「奈良市都市景観条例」を「なら・まほろば景観まちづくり条例」に

13	左	下から17	「奈良市都市景観条例」を「なら・まほろば景観まちづくり条例」に	「、奈良市都市景観条例」を「なら・まほろば景観まちづくり条例」に
----	---	-------	---------------------------------	----------------------------------

平成22年 6 月 7 日付け奈良市公報号外第13号

ページ	段	行	誤	正
18	左	33	商工振興係	商工係
26	左	28	奈良市行財政専門委員会	奈良市公共施設設計専門委員会

平成22年 6 月15日付け奈良市公報号外第14号

ページ	段	行	誤	正
5	左	45	同条中第 4 項	同項を同条第 2 項とし、同条中
8	左	11	口座振込	口座振替
10	右	6	庶務係長	庶務係長、